

## 「国家戦略特区における保険外併用療養の特例」の対象医療機関の選定について

- 「国家戦略特区における保険外併用療養の特例」の対象医療機関の選定について、東京都より東京都立小児総合医療センターにかかる申請があり、申請書を基に、構成員による事前評価を実施した上で、平成27年11月5日及び平成28年8月4日に先進医療会議において審議を行った。
- 平成27年11月5日の審議においては、東京都及び東京都立小児総合医療センターに対して、人員体制や安全管理体制等にかかる照会を行う必要があると判断したため、「保留」と判定した。
- この度、照会事項に対する回答を得たため、H28年8月4日の先進医療会議において改めて検討を行い、当該医療機関について、総合的に「適」と判断した。

**東京都立小児総合医療センター 評点：20点**

(人員体制：6.8点、治験の実績：6.8点、その他：6.4点)

※原則として21点以上の場合を適と判断しているが、人員・安全管理体制等の一定の強化の方向が示されたこと、小児を対象としていること等の事情を総合的に踏まえ、「適」と判断した。

- なお、構成員から以下のような指摘があり、これらの内容を、東京都及び東京都立小児総合医療センターに伝達することとしている。
  - ・東京都は、特区自治体として、今回の東京都立小児総合医療センターをはじめとした対象医療機関が保険外併用療法を実施するにあたり、支援体制の強化に向けた戦略を明確化されたい。
  - ・東京都立小児総合医療センターにおいて、国立成育医療研究センター等の関係機関と連携しつつ、治験等をさらに主導的に実施されたい。
  - ・東京都立小児総合医療センターで28年3月にノロウイルス感染症が発生しているが、感染症をはじめとした安全管理体制の徹底に十分努められたい。

以上